

## 茨城県国民健康保険運営協議会（仮称）について

○ 改正国民健康保険法第 11 条（平成 30 年 4 月施行）に基づき，茨城県国民健康保険運営協議会（仮称）を平成 30 年 4 月 1 日から設置する。

※ 県議会平成 30 年第 1 回定例会に提出予定の「茨城県国民健康保険条例(案)」において，協議会の名称及び委員の定数等を定める。

### 1 運営協議会の概要

#### (1) 主な審議事項（法定事項）

- ① 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項
- ② 都道府県国民健康保険運営方針の作成に関する事項
- ③ その他，国民健康保険事業の運営に関する重要事項

#### (2) 委員の定数等

- ・ 現在の県国民健康保険制度移行準備委員会の定数（被保険者代表委員 3 名，保険医・保険薬剤師代表委員 3 名，公益代表委員 3 名，被用者保険代表委員 2 名）を基本に構成する予定
- ・ 委員の任期は 3 年（平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）

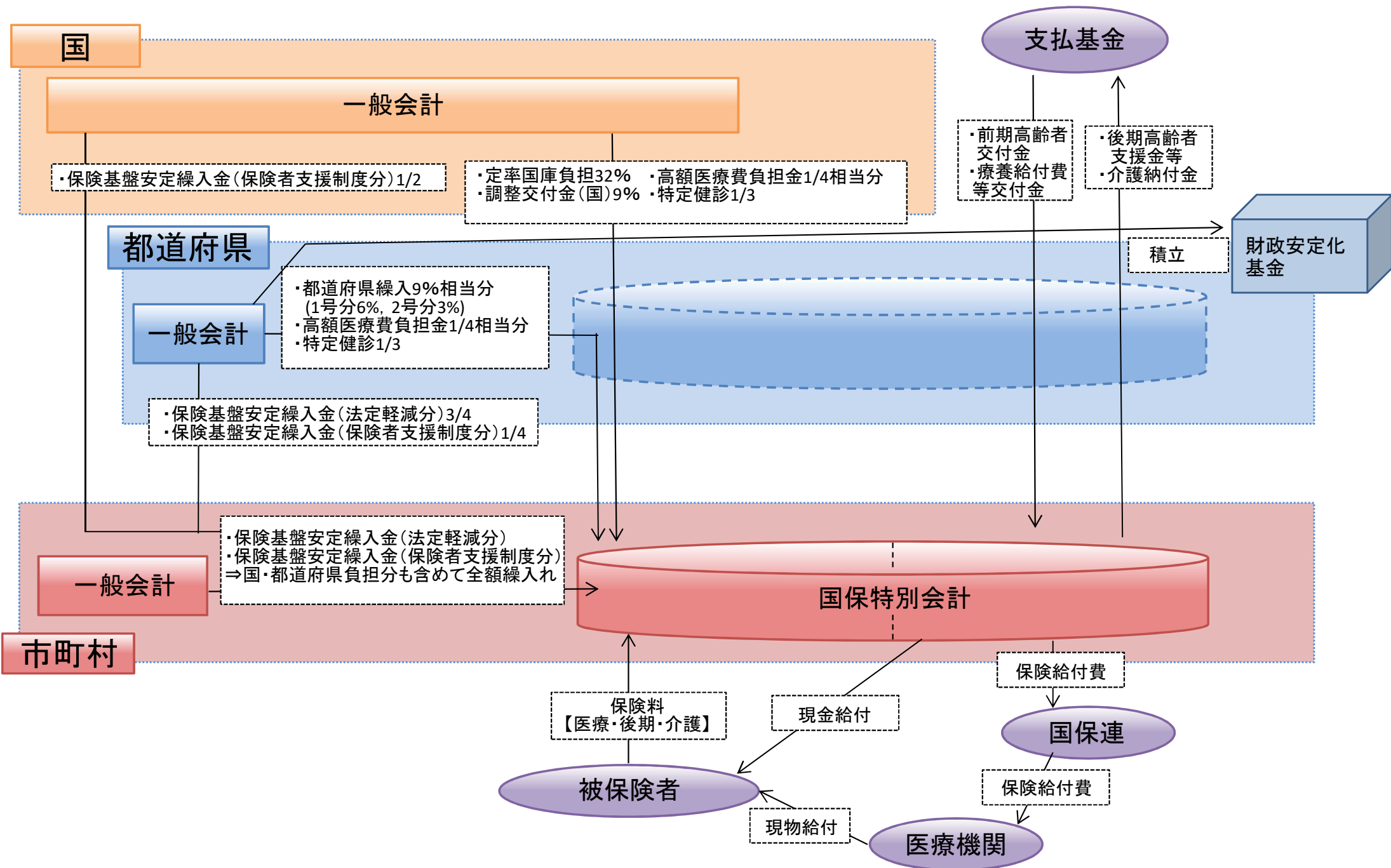
### 2 協議会の進め方（予定）

- ・ 年に 2 回開催（6 月～7 月頃，11 月～12 月頃）する他，必要に応じ臨時開催する。
- ・ 協議会の審議事項は次のとおりを予定する。

	国保事業費納付金の徴収	国保運営方針の作成	その他重要事項
第 1 回 (6 月～7 月頃)	当年度納付金の 算定結果 等		県国民健康保険特別会 計当初予算の報告 等
第 2 回 (11 月～12 月頃)	次年度納付金の 仮算定結果 等	国保運営方針に基づく 取組の進捗状況 (H31 年度以降) 等	県国民健康保険特別会 計前年度決算の報告 (H31 年度以降) 等

※運営方針の見直しは 3 年を目安に行う

# (旧 ~H29) 国保財政の基本的な枠組みについて



# (新 H30～) 国保財政の基本的な枠組みについて

